

令和6年度加古川市コワーキングスペース開設支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、テレワークや副業等の多様な働き方に対応した拠点を創出することを目的として、コワーキングスペースを新たに開設する者に対して、加古川市コワーキングスペース開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲並びに補助率及び額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助申請者は、規則第5条に規定する補助金の交付の申請をするときは、補助事業の開始前までに補助金等交付申請書に、規則第5条及び次条各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付申請の添付書類)

第4条 規則第5条第4号のその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 兵庫県に提出した事業計画申請書の写し
- (2) 兵庫県から通知された事業計画認定通知書の写し
- (3) 市税について滞納がないことを証する書類
- (4) 誓約書
- (5) その他予定する事業内容を確認できる書類

(変更申請の添付書類)

第5条 規則第13条第1項第4号のその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 兵庫県に提出した補助事業の内容の変更に関する申請書の写し
- (2) 兵庫県から通知された補助事業の内容の変更に関する承認通知書の写し
- (3) その他変更する事業内容を確認できる書類

(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第14条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他事業実施を証する書類の写し

(財産の処分の制限)

第7条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、兵庫県が別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

(関係書類の保存)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から10年を経過するまでの間、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を含め、関係書類を保存しなければならない。

(調査等)

第9条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、交付に関し必要があると認めるときは、補助申請者又は補助事業者に対し、関係資料の提出を求め、かつ、必要な調査を行うことができる。

- 2 補助申請者又は補助事業者は、前項の調査等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(利用状況の報告)

第10条 補助事業者は、市長が求めるときは、市長が別に定める様式により利用状況を速やかに報告しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日又は別表に規定する県補助事業終了日のいずれか早い日をもってその効力を失う。

別表（第2条関係）

補助金等の種類	性質	事業費補助
	目的	テレワークや副業等の多様な働き方に対応した地域の拠点を創出するため、市内でコワーキングスペースを新たに開設する事業者に対して、経費の一部を助成する。
補助金等の範囲	対象となる者	<p>市内で新たにコワーキングスペースを開設する事業者（※）で、兵庫県「コワーキングスペース開設支援事業（整備支援型）」補助金の交付を受けるもの</p> <p>※既にコワーキングスペースの運営を行っている事業者が、新たに追加で開設する場合は補助対象となるが、単に移転する場合は補助対象外となる。</p>
	対象となる経費	<p>コワーキングスペースを開設するために必要な経費であって、兵庫県「コワーキングスペース開設支援事業（整備支援型）」（以下「県補助事業」という。）に掲げる以下のもののうち、兵庫県知事が必要かつ適当と認めた経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物改修費 （設備等で建物と不可分なもの（サーバ用ラック、電気関係設備等）、トイレ、シャワー、洗面等の事業活動に付帯して必要な設備も含む。） ・事務機器取得費 （OA機器、デスク、椅子、キャビネット等）
	対象外となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税
補助金等の補助率及び額	補助率	補助対象経費の1/4以内
	補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・建物改修費 上限 250 万円 （空き家又は空き店舗を活用する場合、別途 50 万円を上限に加算） ・事務機器取得費 上限 25 万円